

右により、土地収用法第三十六条第一項の規定によつて物件調書を作成する。

年 月 日

起業者 氏 名

立会人 身分及び氏名

印 印

備考

- 一 物件調書は、土地所有者^註ごとに作成すること。
- 二 「立会人」の身分については、「物件の所有者」、「賃借権者」、「市町村の職員」等のように記載すること。
- 三 物件調書の記載事項に異議のある土地所有者又は関係人は、その異議を記載して署名押印すること。
- 四 法第三十六条第四項又は第五項の規定によつて立ち会つた立会人は、その理由を記載して署名押印すること。
- 五 法第三十七条第三項の規定による実測平面図は、縮尺五十分の一から五百分の一程度までのものとし、建物の耐用年数、利用の現況等を併せて記載すること。